

令和4年度難病等制度推進事業

公募要領

令和4年4月

厚生労働省

令和4年度難病等制度推進事業国庫補助協議（公募）要領

1. 総則

令和4年度難病等制度推進事業（以下、「本事業」という。）を実施する主体（以下、「実施主体」という。）に対して事業費の補助を行うための公募について、この要領を定める。

2. 採択方針等

- (1) 別添1「令和4年度難病等制度推進事業実施要綱（案）」の別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当している事業であって、その事業の効果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。
- (2) 原則として単年度で終了する事業を対象とする。
- (3) 他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していたものは採択しない。
- (4) 事業の主たる目的である事務・事業を50%以上外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない。
- (5) 事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。
- (6) 営利を目的とした事業は採択しない。
- (7) 補助対象額が50万円に満たない事業は採択しない。

3. 令和4年度補助金額

- (1) 予算額は、44,911千円（消費税及び地方消費税を含む。）であり、各テーマの上限額は、別紙に定める。
- (2) 補助対象経費

事業を実施するために必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、諸謝金、賃金、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費（雑役務費、通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費とする。

なお、本補助金は予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

4. 事業の実施期間

年 月 日～令和5年3月31日

（予算成立を前提とするため、令和4年4月1日又は予算成立日又は法人選定日のいずれ

れか遅い方を始期とする。)

5. 審査の方法等

実施主体の採択については、別添2「難病等制度推進事業評価委員会運営要綱」に基づき実施する。

6. 応募方法等

(1) 提出書類：

別紙様式「令和4年度難病等制度推進事業の国庫補助協議(応募)について」

(2) 提出期限：

令和4年4月25日(月)【郵送、メール必着】

(3) 提出方法等：

書類の作成・提出は、「協議書類の提出にあたっての主な留意事項について(令和4年度)」により行うこと。

なお、提出先は以下のとおり。

○電子媒体提出先

shouman@mhlw.go.jp

※メールでの提出が困難である場合は、DVD等に保存し提出すること。

○書面提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課(19F 1921)

TEL：03-5253-1111(内線7937, 2355)

(4) 提出にあたっての注意事項

- (ア) 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- (イ) 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- (ウ) 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (エ) 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合がある。
- (オ) 一者当たり1テーマ1件の申請を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- (カ) 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- (キ) 応募資格を満たさない者の申請は無効とする。
- (ク) 前記(オ)から(キ)までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

7. 応募審査スケジュール（諸般の事情により変更される可能性あり）

応募期間：令和4年4月11日（月）～4月25日（月）（必着）

審査：令和4年4月下旬

結果連絡：令和4年5月上旬

8. その他

採択事業の研究成果について、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に健康局難病対策課へ相談すること。